

ほうじん北沢

2016年 10・11月号



北澤八幡秋まつり.....	4
蓮池薫氏公開講演会「拉致と決断」～北朝鮮を語る～.....	6
第30回 全国青年の集い 北海道大会 / 第12回 あきさみよ豪徳寺沖縄祭り	14
代沢・代田支部 税務・医療公開講演会に参加して / 給田・北烏山支部 公開税務研修会	15
桜上水支部 公開税務研修会・講演会 / 明大前支部 支部会員会議・公開税務研修会	16
第11回 クリーンウォーク《速報》 / 第3回『教えて！税金八先生』.....	17
日本政策金融公庫からのお知らせ	2
都税事務所からのお知らせ	3
法人会の「平成 29年度税制改正に関する提言」まとまる	8
法律相談『相続放棄, 限定承認, 相続財産管理人選任申立てについて』.....	10
「大切ですよ！就業規則」	11
経理の知識『固定資産の取得等と国庫補助金等の交付確定の事業年度が異なる場合の圧縮記帳』...	12



年末資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、地域活性化や成長分野に取り組む皆さまを応援しています。ご相談やお問い合わせなど、お気軽にご連絡ください。

年末資金のご相談を受付中

例えばこのようなお使いみちに：

- 冬のボーナス用資金として
- キャンペーン用の販売促進費用として
- 買掛金の決済資金として
- 季節イベントの経費として

ご相談窓口は大変混み合います。計画的な資金繰りのためにお早めにご相談ください。

➢ 「国の教育ローン」のご相談も受付中

融資限度額

- お子さま1人につき350万円以内 ※海外留学資金は最大450万円以内

ご返済期間

- 15年以内(交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は18年以内)

お使いみち

- 学校納付金(入学金、授業料、施設設備費など)
- 受験にかかった費用(受験料、受験時の交通費・宿泊費など)
- 住居にかかる費用(アパート・マンションの敷金・家賃など)
- 教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など

※今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。

※入学資金については、入学される月の翌月末までのご融資となります。

ご融資の対象となる学校(修業年限が原則6ヵ月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に限ります)

- 高校、短大、大学、専修学校、海外の高校、大学 など

※学校によっては、一定の要件を満たす必要があります。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

〒150-0041 渋谷区神南 1-21-1(日本生命渋谷ビル 2・3階)

TEL:03-3464-3914 (融資相談担当:西川)

—都税についてのお知らせ—

11月は個人事業税第2期分の納期です

お手元の納付書により、11月30日(水)までにお納めください。



＜ご利用になれる納付方法＞

- ①金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替※²
- ③コンビニエンスストア※³

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗
を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

- ④金融機関※¹・郵便局の  (ページ)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴
- ⑤パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

平成27年度より、クレジットカードでも納付ができるようになりました。

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイト(<https://zei.tokyo>)へアクセスし、お手続きください。

【ご注意】 ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。
・口座振替をご利用中の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター(03-6416-1325)へお問い合わせください。

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。
- ※4 ○  (ページマーク)の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】 <課税について> 渋谷都税事務所 個人事業税班 03-5420-1621 (代)
<納税について> 世田谷都税事務所 徴収管理班 03-3413-7111 (代)

世田谷都税事務所 移転のお知らせ

東京都世田谷都税事務所は、庁舎建て替えが完了し、新
庁舎に移転いたします。

新庁舎での業務開始日は、平成28年10月11日(火)で

す。(仮庁舎での業務は10月7日(金)まで)

皆さまにはご不便をお掛けして大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひ申し上げます。

【移転先】

〒154-8577 世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎5階・6階

・世田谷線「松陰神社前駅」から徒歩3～4分

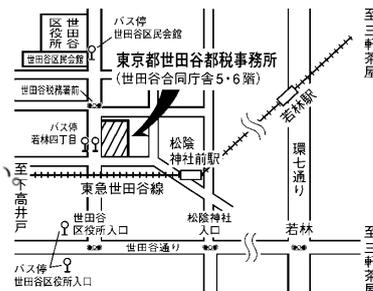
・東急バス(園02, 渋52, 反11)「若林4丁目」停留所から徒歩すぐ

※駐車台数に限りがございますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください

・電話番号(10/11より):03-3413-7111(代表)

・お問い合わせ先:世田谷都税事務所(10/7まで)

03-3708-7020(代表)



世田谷合同庁舎には、1階:区立世田谷図書館・世田谷保健福祉センター(健康づくり課分室)、2階:東京法務局世田谷出張所、3・4階:世田谷税務署、5・6階:世田谷都税事務所が入居します。業務開始日がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

北澤八幡秋まつり



北沢法人会 会員の皆様 こんにちは。
9月3日(土)～9月4日(日)に北澤八幡の例大祭が開催されました。
北沢法人会として、たこ焼き、焼鳥、焼きとうもろこし、焼きそば、かき氷、飲み物、射的、金魚すくい、枝豆の全9ブースを担当しました。

昨年に引き続き、女性部、青年部、下北沢支部だけではなく、他の支部の方々にもご協力いただき、二日間で延べ200名以上の方にお手伝いをいただくことができました。おかげさまで、無事に本年度のお祭り縁日ブースを終わらせることができました。

その中で、皆様一人一人が担当するブースに責任を持ち、当

日集まったメンバーが支部・部会を飛び越えたところで協力しあいながら行っていくことで結束も深まった部分を感じることができました。

準備段階では、発注が多岐にわたることを踏まえて発注方法等の見直しをさせていただきました。また、昨年お借りした電動式ビールサーバーに加え、ハイボールサーバーもお借りし効率よく、冷えたおいしいものを提供することができました。

事前の天気予報があまりよくなかったので、材料は昨年同等数仕入れましたが、皆様の頑張りのおかげ、天候に恵まれて昨年よりも売上げが伸び、うれしい悲鳴ではありますが今年も材料・資材が足りない状況になってしまいました。

9月17日には反省会を行わせていただき、今回の各ブースでの問題点・課題を出していただきましたので、次回はその部分を改善し、より良いものにしていきたいと思えます。

さらにこの北澤八幡例大祭がより素晴らしいお祭りになるようにしていきたいと思えますので、また来年もご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

(お祭り実行委員長 青年部 田島太郎、三井名正成)



お祭り実行委員長による開催前の朝礼



飯野会長によるあいさつ



北沢税務署の幹部の方々が応援に駆け付けていただき、焼き鳥コーナーのお手伝いなどをして頂きました



手つきと焼き加減がプロ級のたこ焼きコーナー



女性部会による飲み物コーナーでは、なぜか暑い昼よりも涼しくなった後の方が行列が出来た(写真右側)



ちよっぴり大人の雰囲気「射的コーナー」



子供に大人気！金魚すくい

固体被膜潤滑剤製造加工
東洋ドライルーブ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4

☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

 **株式会社大成出版社**

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

蓮池薫氏 公開講演会



蓮池 薫 氏



平成28年9月16日(金)に北沢タウンホールにて行われた蓮池薫氏による公開講演会。

開演の1月ほど前から会場は予約で満席となったことから、如何にこの事件に対する国民の関心度が高いかが伺えた。

蓮池薫氏については、以前より度々テレビ等でお目にかかってはいたものの、なかなか伺う事が出来なかった北朝鮮での出来事や現地では決して語ってはならなかった話などを、本講演にて話して頂く事が出来た。

『これを機に、北朝鮮による拉致問題を風化させず、他人事のように考えるてはならない出来事なのだ。』と来場者の一人は語っていた。

(明大前支部 塩原 孝夫)

～平成28年度 公開講演会 御礼～

平成28年9月16日、本年度第1回の本部公開講演会を北沢タウンホールで午後6時から開催しました。今年は、会長のお知り合いということもあって、北朝鮮拉致被害者で2002年に帰国された蓮池薫さんを講師にお迎えしました。早くから会場や日程を決め、ポスターやチラシの作成、配布も十分時間をかけることができたことで8月には会場の定員の280名を超える方々から申し込みをいただき、予約を締め切りました。

拉致！今、日本で暮らす我々には全く想像のつかない不思議な言葉なのですが、現実それが起き、いまだに拉致されている日本人がいることを知っているのも我々です。

蓮池さんの話は、我々が抱く疑問に一つ一つ丁寧に答え、このことが終わっていないことを訴える内容でした。改めて私たちができること、政治家がしなければいけないことを示唆してくれたように思います。

ホールに入れない皆さんには、ご不満だったでしょうが、この状況を想定して、隣接する集会室にモニターを設置し、視聴していただきました(協力:J:COM 世田谷)。

翌、17日の朝、NHKのニュースで講演の様子が放映されました。この講演会が少しでも拉致問題解決の一助となることを信じ、来場の皆様そして協力いただいた全ての方々への御礼の言葉に代えさせていただきます。

(事業研修委員長 市川 孝)

「拉致と決断」～北朝鮮を語る～



司会
丸山 恵美子 経堂支部長



開催の挨拶
飯野 光彦 会長



受付には開場とともに大勢の方が訪れました



手話通訳のお二人の方々にもお越しいただきました



集会室にて講演内容をモニターできるように開設



集会室のモニター設置や撮影などを行って頂いたj:com 世田谷さん

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

 **三東電気工事株式会社**

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
☎(3325) 5630(代) FAX(3325) 5686

おなじみの  住設機器総合株式会社 サンティカグループです。

小泉機器工業株式会社

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4
☎042(366)7763 FAX042(366)2427

【営業所】代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・
吉田・多摩・東京西・練馬・日野・
相模原・厚木・大和・湘南・小田原・
相模大野・秦野・藤沢・平塚・開成

中小企業の活性化に資する税制措置の拡充と 歳出・歳入の一体的改革を強く求める!

法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」が、9月23日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保す

る必要がある。

○少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であり、行革の徹底はその前提である。

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとはいいがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組

んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

○中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行 資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

○納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、欧州主要国と比較すると

限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

○本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税等の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

○円滑な事業承継に資する観点から、取引相場のない株式の評価のあり方を見直す必要がある。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災については、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う。また、本年4月に起こった熊本地震も含め、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じる。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

今月から、法律相談のコーナーを担当させていただきます井上侑と申します。宜しくお願いします。

本日は、Eマンションの管理組合の理事長Aさんと、先日他界されたEマンション101号室の居住者Bさんのお子さんCさんが揃って相談に訪れました。Aさん、Cさんの相談内容は次の通りです。

＜Cさんの質問＞

私は、Bの子で、Bの妻（私の母）はとうに他界しており、私には兄弟がおりませんので、Bの相続人は現状では私しかいません（Bの父母もとうに他界しています。）。なお、Bには妹Dさん（私から見ると叔母）が1人います。Bには、Eマンション101号室の所有権の他にはこれといった相続財産はありません。その一方でBには多額の負債があり、Eマンションの管理費も大分滞納していたようですが、負債の詳細はわかりません。Bの相続をするべきか悩んでいます。どうしたらよいでしょうか。また、Dさんに迷惑を掛けないようにしたいと思います。気を付けるべきことはありますか。

＜Cさんへの回答＞

(1) 相続放棄の申立て（民法915条）をする方法があります。

Bさんのプラスの財産の価額よりも負債の額が多い場合には、Bさんが亡くなったことを知った日から3カ月以内に、家庭裁判所に相続放棄の申立てをする方法があります（相続放棄の申立ては、被相続人が他界したことを知った日から3カ月以内に家庭裁判所に申立てなければ、原則、相続放棄の申立てをすることが出来なくなってしまいます。）。

相続放棄をするか否かを検討するために、①Eマンション101号室の価値を査定し、いくらで売れるかを調べてみて下さい。それと同時に並行で、②負債がいくらあるのか、Bさん宅にある請求書や郵便物等の内容を調査してみてください。

(2) 限定承認の申立て（民法922条）をする

方法があります。

Bさんの財産を調査した結果、不動産の売却価格如何では負債の額がEマンション101号室の売却価格よりも多額になる可能性もあるし、負債の額がEマンションの売却価格よりも少額になる可能性があるような場合には、限定承認の申立てをする方法があります。限定承認の申立てをした場合には、Bさんのプラスの財産の価額以上は、CさんがBさんの債務を負わなくて良いことになります。限定承認の申立ても、相続放棄と同様、被相続人が他界したことを知った日から3カ月以内に家庭裁判所に申立てをする必要があります。

(3) 相続放棄をした場合に気を付けるべきこと

被相続人に配偶者や子がいなかった場合の次順位の相続権利者は直系尊属（被相続人の父母など）となり、直系尊属が既に他界している場合の次順位の相続権利者は被相続人の兄弟姉妹となります（民法900条）。本件の場合、Cさんの相続放棄が家庭裁判所によって認められた場合には、Cさんは、初めからBさんの相続人ではなかったことになり、次順位の相続人はDさんになります。Dさんは、Cさんが相続放棄をしたことを知った時から3カ月以内に相続放棄の申立てをしなければ、原則、相続放棄をすることが出来なくなってしまいます（民法915条）。そこで、Cさんが相続放棄した場合には、Dさんにも、3カ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申立てをするように伝えて下さい。

(4) 限定承認をした場合に気を付けるべきこと

Cさんが限定承認をした場合には、DさんはBさんの相続人にはなりませんのでDさんに迷惑がかかることはありません。

限定承認の申立てをした際に、相続財産を消費してしまった場合や相続財産を隠匿した場合などには単純承認（マイナスの財産全部を相続しなければなりません。）をしたこととなってしまいますので（民法921条、民法937条）、相続財産にはみだりに手を付けない方が良いでしょう。

また、限定承認をした場合には、みなし譲

渡所得税が発生することがあります。その場合には、プラスの遺産からマイナスの財産を差し引いて残りが出たとしても、手残りがかなり減少してしまうことがあります。

＜Aさんの質問＞

CさんやDさんが相続放棄を選択した場合や、Cさんが限定承認を選択した場合、Bさんが生前滞納していた管理費は回収することが出来るのでしょうか。また、CさんやDさんが相続放棄をした場合、Eマンション101号室が誰も管理しないままでは管理費の滞納額も増え、滞納金を回収することもできず困ってしまいます。Eマンション管理組合はその場合どのような方法を採用することができますか。

＜Aさんへの回答＞

相続財産管理人選任の申立て（民法952条）をする方法があります。

CさんやDさんがBさんの相続放棄をした場合には、Bさんには相続人がなくなってしまいます。その場合には、管理組合は、家庭裁判所に対して相続財産管理人の選任の申立てをなした方が良いでしょう。この場合、相続財産管理人がEマンション101号室を売却し、その売却代金の中から、Bさんが滞納していた管理費の支払を受けることが出来ます。ただし、Eマンション101号室の売却代金よりもBさんの負債額の方が大きい場合には、滞納額全額の弁済を受けることはできません。

Cさんが限定承認を選択した場合も、相続財産管理人が選任されたときと同様に、Eマンション101号室の売却代金の中から滞納額の支払を受けることが出来ます。

法人・個人の法律問題をサポート致します

世田谷総合法律事務所

所長 弁護士 井上 侑

〈お問い合わせ先〉

〒155-0031 東京都世田谷区

北沢2-23-13 伊達ビル4F

TEL : 03-5779-8228

(平日10:00~17:30 土・日・祝日を除く)



エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

◆愉快的な生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原3-40-7

パインフィールドビル6階

TEL 03(3327)1111(代表)

～ 災 害 補 償 ～

1. 業務上の災害とは

前は通勤災害について述べましたが、今回は業務上災害についてお話します。まず、業務上災害とはどのようなものをいうのかについてご説明しましょう。業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、傷害または死亡をいいます。まさに、「業務上」ですので、業務が原因となったということがあり、業務と傷病との間に一定の因果関係があることをいいます。(いわゆる「業務起因性」)労働者の業務上災害については、当然ながらその事業の使用される労働者であることが条件となりますので、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害でなければなりません。(いわゆる「業務遂行性」)よって、業務上と認められるためには、「業務起因性」が認められなければならないという前提条件として「業務遂行性」が認められなければならないということになります。この「業務遂行性」は以下の3つの類型に分けることができます。

- (1) 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合(通常の業務中または業務中の用便、飲水等の生理的行為など)
- (2) 事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合(休憩時間中の一定の場合などで、私的行為によるものを除く)
- (3) 事業主の支配下にはあるが、管理下を離れて業務に従事している場合(出張や社用での外出中など)

2. 業務上災害には事業主の補償義務がある

労働基準法においては、その第8章で①負傷・疾病に対する療養補償、②治療のための休業による賃金補償、③治療後の障害に対する障害補償、④死亡に対する遺族補償および葬祭料などの補償を義務付けています。これは無過失責任といって、業務上災害に関しては、事業主に責任が有る無いを問わず、労働者を保護する目的から事業主に上記の補償を義務付けているものです。もちろん事業主の重大な責任によって労働者が業務災害を被った場合は、事業主に安全配慮義務違反が問われます。ですから、もし万一労働者が業務上の負傷疾病を被った場合には、会社にその制度があるとかないとかに関係なく、義務として労働者に対してこれらの補償を行わなければならないのです。

3. 労災保険との関係

前項で述べた業務上災害に対する補償は、強行法規である労働基準法の定めなのですが、これに対応するのが労働者災害補償保険(いわゆる「労災保険」)です。

労働基準法第8章第84条第1項で、「この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法または厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行われるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。」とあり、また同条第2項で、「使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。」とあることから、一般的に労災保険を適用して補償が行われているのです。

4. 労災保険は強制加入

ご存知のように労災保険は正社員やアルバイトであるにかかわらず労働者を一人でも雇い入れたら、必ず加入しなければならないものです。もし万一加入していなかったら、本来の労基法の定めによって、事業主が補償を行わなければならないなりません。例えば、労働者が会社での作業中に機械に挟まれて大ケガをしたなどという場合、まず治癒するまでの治療費の全額(この場合健康保険は使えません)と、治療のための休業中の賃金補償(平均賃金の最低6割)をし、仮にそのケガによって障害が残った場合は、その障害の程度に応じて(平均賃金の50日分から1,340日分)補償をしなければなりません。最悪死亡した場合は遺族補償として平均賃金の1,000日分の補償をする必要があります。労災保険に加入して保険料をきちんと収めていれば、保険が適用されて給付を受けることができます。つまり、労災保険は労働者を守るための保険であるといわれますが、実は会社を守るための保険でもあるのです。忘れずに必ず加入の手続きをしましょう。

松崎社会保険労務士事務所

人事・労務管理を通じて働きやすい職場を作り、
会社の業績アップのお手伝いをします。

TEL.03(3307)3723 FAX.03(6909)1159
e-mail : mzk11450@xpost.plala.or.jp
HP : <http://www.matsuzaki-office.jp>

心のもったせれモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

 株式会社ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
<http://www.murakami-sousai.co.jp/>

固定資産の取得等と国庫補助金等の交付確定の
事業年度が異なる場合の圧縮記帳

前回は、同一事業年度に、固定資産の取得又は改良（以下取得等といいます。）が行われ、返還不要な国庫補助金等の受入れがあった場合という基本的な例について圧縮記帳の会計処理を検討してみました。実務では、国庫補助金等が返還条件付きであって、その返還を要しない金額が確定する事業年度と固定資産の取得等の事業年度が異なるケースが往々にして生じます。今回は固定資産を取得等した事業年度と異なる事業年度において、国庫補助金等の受入れ額が確定する場合の圧縮記帳の会計処理を検討してみたいと思います。

・返還条件付国庫補助金等を受入れた事業年度の会計処理

固定資産の取得等をするために返還条件付国庫補助金等を受入れた場合、一般的な会計処理では、この収入は「補助金収入」（特別利益）などの収益科目で計上します。しかし事業年度末までに返還を要しない条件が満たされない場合、この補助金の本来受入れる金額が確定せず、計上すべき収益額が決定できません。そこで法人税法では、この補助金の金額を限度として確定決算において「特別勘定」を設ける方法により経理したときは、その金額について所得の金額の計算上損金に算入することとなっています（法人税法 43条①）。

【設例1】3月決算のA株式会社が、28年4月に返還条件付国庫補助金 5,000,000円を受入れて、同月に補助金対象機械設備 15,000,000円を取得して事業の用に供しました。事業年度末までにこの補助金について返還を要しないことが確定していません。従って対象機械設備の圧縮

記帳の処理はまだ行えず、実際の取得価額を基礎金額として機械設備の減価償却を行います。減価償却は定率法により、耐用年数は6年です。

この場合の会計処理は【表1】のとおりです。

・国庫補助金等について返還を要しないことが確定した場合の圧縮記帳

返還条件付国庫補助金等について返還すべきこと又は返還を要しないことが確定した場合、上記1.で設定した特別勘定の金額のうち、確定した国庫補助金等に係る金額に相当する部分の金額は取り崩さなければなりません（法人税法43条②、法人税法施行令 81条1号）。

また特別勘定を設定している法人が、その補助金で対象固定資産の取得等を行った事業年度以後の事業年度において国庫補助金等の全部または一部の返還を要しないことが確定した場合、その固定資産につきその確定した日における特別勘定の金額のうち返還を要しないことが確定した国庫補助金等に係るものとして【表2】の算式により計算した金額（以下「圧縮限度額」といいます（法人税法施行令82条。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入されます（法人税法44①）。即ち、圧縮限度額の範囲で圧縮記帳が可能ということです。

【設例2】上記【設例1】のA株式会社の例で、29年4月1日（期首）に返還条件付国庫補助金の全額につき返還を要しないことが確定した場合、国庫補助金に対応する特別勘定を5,000,000円取り崩し、同時に機械設備に

返還条件付国庫補助金を受入れ、特別利益の区分に国庫補助金収入を計上

28/4 国庫補助金の入金（現金預金） 5,000,000 / （国庫補助金収入） 5,000,000

28/4 対象機械設備を取得（機械装置） 15,000,000 / （現金預金） 15,000,000

決算において定率法で減価償却（耐用年数6年 償却率0.333 15,000,000円×0.333×12月/12月）

29/3 減価償却費計上（減価償却費） 4,995,000 / （機械装置） 4,995,000

期末の確定した決算により流動負債に特別勘定を設定し、特別損失の区分に特別勘定繰入額を計上

29/3 特別勘定への繰入（特別勘定繰入額） 5,000,000 / （特別勘定） 5,000,000

上記により、国庫補助金収入と特別勘定繰入額が相殺され課税所得は発生しません。

（表1）

$$\text{圧縮限度額} = \frac{\text{返還を要しないことが確定した時における固定資産の帳簿価額}}{\text{返還を要しないことが確定した国庫補助金等の額(分母の金額を限度)固定資産の取得等に要した金額}}$$

（表2）

ついて圧縮記帳を行います。圧縮限度額は【表2】の算式より、(期首簿価(15,000,000 - 4,995,000)) × 5,000,000 / 15,000,000 = 3,335,000円となります。圧縮限度額まで圧縮した機械設備の帳簿価額は、期首簿価 - 圧縮額 3,335,000 = 6,670,000円となり、期末の減価償却費の計算は、圧縮記帳した後の帳簿価額を償却計算の基礎金額とします。30年3月期の会計処理は【表3】のとおりです。

上記のとおり29年4月期首における圧縮記帳後の帳簿価額は6,670,000円です。仮に機械設備の取得当初の28年4月に圧縮記帳をしたとした場合の29年4月期首の帳簿価額は、(15,000,000 - 5,000,000) - (15,000,000 - 5,000,000) × 0.333 = 6,670,000円であり、両金額は一致します。このように国庫補助金等について返還を要しないことが確定した事業年度において、【表2】の算式により圧縮限度額を算定して圧縮記帳を行なった場合は、その後の固定資産の減価償却費は、その固定資産の実際の取得日に仮に圧縮記帳をしていた場合と同額になります。

また、29年4月における特別勘定取崩益5,000,000円と固定資産圧縮損3,335,000円の差額1,665,000円は益金となり課税所得を増加させます。これは前年度に計上した減価償却費4,995,000円のうちの、返還を要しない補助金で取得した部分に対応する金額であり、取得価額に占める返還を要しない補助金の割合(5百万円/15百万)を4,995,000円に乗じた金額と一致します。この益金の計上は、29年4月の圧縮記帳を受けて、前年度の過大な減価償却費を修正するという意味を持ちます(法人税法施行令82条の2①)。

● 固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳

上記1.及び2.は特別勘定を設定した場合の固定資産の圧縮記帳の検討でした。最後に法人が補助対象の固定資産を取得した後で返還不要の国庫補助金等の受入れを行

う場合(この場合は特別勘定の設定を要しません。)の圧縮記帳について検討します。

法人税基本通達10-2-2では、法人が返還不要の国庫補助金等の交付を受けた事業年度前の事業年度において、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をしている場合には、その交付を受けた事業年度において、当該固定資産について法人税法42条①(国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮額の損金算入)の規定を適用することができる、とされ、さらにこの場合における圧縮限度額は、法人税法施行令82条の規定(【表2】で示した算式)に準じて計算した金額による、とされています。

固定資産を取得等した事業年度以降、国庫補助金等の交付を受ける直前の事業年度においては、実際の取得価額を基礎金額として減価償却を行います。そして国庫補助金等の交付を受けた事業年度では、交付の日において【表2】の算式に基づいて圧縮限度額を算定し、限度額の範囲で圧縮記帳を行います。この圧縮処理を行うことにより、圧縮処理後の固定資産の帳簿価額は、仮に固定資産を実際に取得等した時点で圧縮記帳しその帳簿価額で減価償却してきたとした場合の帳簿価額に修正されると同時に、過年度の過大な減価償却額の修正も行われることとなります。これは【設例1】、【設例2】の例で、特別勘定の設定を除外し、29年4月に国庫補助金の受入れがあったとした場合ということですので、圧縮記帳の処理は同じです。

● 最後に

上記1. 2. 3.の圧縮記帳の検討においては、「直接減額方式」の会計処理について検討してきました。国庫補助金等の受入れに係る圧縮記帳には「剰余金の処分方式」も認められていますが紙面の関係で触れることができません。今般は圧縮記帳の原理的な面での理解に資するため直接減額方式での説明とさせていただきます。

返還条件付国庫補助金の全額について返還を要しないことが確定、特別勘定を取り崩す。			
29/4	特別勘定の取り崩し	(特別勘定)	5,000,000 / (特別勘定取崩益) 5,000,000
補助金について返還を要しないことが確定したことに伴う圧縮記帳処理			
29/4	圧縮限度額まで圧縮	(固定資産圧縮損)	3,335,000 / (機械装置) 3,335,000
期末における減価償却費計上 (償却基礎金額 6,670,000) × 0.333 × 12月 / 12月			
30/3	減価償却費計上	(減価償却費)	2,221,110 / (機械装置) 2,221,110

(表3)

□ 東京税理士会・北沢支部の紹介：私たち税理士は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務のことでお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会北沢支部

東京都世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3B
電話：03(3322)7894 FAX：03(3323)3571
mail: kitazawa-shibu@zeirisi-kitazawa.org



□ 執筆者の紹介

・税理士：鈴木竹夫
・事務所所在地：世田谷区松原
2-37-15-5階
・電話番号：03(3325)8498

第30回 全国青年の集い 北海道大会

平成 28 年 9 月 8 日・9 日に「法人会全国青年の集い北海道大会」が旭川市の大雪アリーナなどで行われました。

今年のスローガンは「Be Ambitious! Do Action!」、先人たちが大なる志と強い開拓者精神で切り拓いてきた北の大地「北海道」において、全国の部会員が一同に集い、志を持ち行動していくことを確認しあうというコンセプトでした。

直前の台風被害の影響や乗込み時の台風の直撃の予報等によって心配されることがありましたが無事に予定通り開催されました。

記念講演では地元出身のスキージャンプ競技の「レジェンド」葛西紀明氏が登壇されました。

自身のスキージャンパーとしての半生を振り返りつつ、「夢は、努力でかなえる」のテーマのもと、努力していればいつか夢は叶うではなく、努力は当然として、その上で夢は自身の手で掴み取るものだという熱いメッセージを話されました。

大懇親会では大食いタレントのアンジェラ佐藤が登場。屋台ブースの北海道グルメレポートや大食い対決が行われ、それにつられてラーメンやサンマ・イクラ丼、メロン等や地酒を大変美味しくいただきました。



また、今回初めて「東法連ナイト」にも参加させていただきました。

都内で行われる東法連の会合とはまた違った雰囲気で行われ、名刺交換や青年部活動の現状や活性化などについて意見を交わしました。

今回で 30 回となった全国大会ですが、主催者が、また参加者が大会を成功させようという一つの志を持ち、行動していたからこそ 30 年という永きに渡って開催し続けられているのだと思いました。

(青年部 副会長 安藤 英和)

第12回 あきさみよ 豪徳寺沖縄祭り



平成 28 年 10 月 9 日に豪徳寺沖縄祭りでは、税金クイズを実施しました。お子さまには風船をプレゼントして、クイズ

に答えてくれた方には、ケンタくんグッズ(ウエットティッシュ、バントエイド、シャープペンシル、ボールペン)の中から 2 点を選んで頂きプレゼントをしました。

ケンタくんは法人会のキャラクターです!! 多くの方に知って頂けたら嬉しいです。朝からの激しい雨で、参加者が来ないのでは?と心配されましたが、雨も止んできて、たくさんの方に『税金クイズ』をしていただきました。知らなかった!勉強になりましたとの声も聞けました。

ご両親と一緒にクイズに答えてくれた子供や、子供たちだけで挑戦してくれたという光景もあり、大人は勿論、子供たちが税金に関することを学んで身近になって納税意識が高まっていくのはとても大切なことだと思いました。

(梅丘支部 副支部長 平塚 早苗)

私たちは、企業の発展を通して社会に貢献します。
当事務所では電子申告を積極的に推進しています。

飯室税務会計事務所

所長 飯室 和 弘
税理士

〒156-0057 世田谷区上北沢 4-16-11-3F
TEL. 03(3303)8151(代)
FAX. 03(3303)8131
URL. <http://www.e-adviser.jp/iimuro>

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 渡瀬 靖夫
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
☎(3413)0560 FAX(3413)2429

代沢・代田支部 税務・医療公開講演会



北沢税務署
清水上席

年に2回開催している代沢・代田支部の公開講演会が、平成28年9月24日土曜日17時30分から北沢タウンホール2階第1集会室で開催された。当日は雨にもかかわらず、30名を超える多数の参加者がありました。

第1部は北沢税務署清水上席による「パナマ文書の問題点～タックスヘイブンは何か?」について、講演があった。

今年4月に報道された、世界的大スキャンダルであるが、タックスヘイブンを利用したこの合法的脱税事件は、欧米を始め各国が調査にのりだし大問題となった。

清水講師の講演では世界中の企業や個人が自国で得た利益を租税回避地に送金することにより、利益に対する税金を回避する仕組みがわかりやすく説明された。そこには、問題があるものの仕組みそのものに違法性がないために、課税する仕組みを作ってもすぐに手を打たれてしまい、税金逃れ、資産隠しに対し有効な課税の仕組みが打てていない



現実があることもわかった。

第2部の医療講演では、小林外科胃腸科医院の小林健一先生による「あなたのお薬大丈夫」との講演が行われた。

自分が飲んでいる薬が本当に必要なのか、量や種類に不安がないか改めて考えましようとの問いかけがあり、自分の体の健康だけでなく、日本の医療費全体に関わる問題であることが、よくわかるお話でした。今後も法人会員だけでなく一般の方々の参加を広く呼び掛けていきたいと思いません。

(代沢・代田支部 幹事 望月 章次)

給田・北烏山支部 公開税務研修会



門脇紀彦氏(左) 渡辺亨氏(右)

平成28年9月12日、ファイナンシャルアドバイザーで南烏山支部会員でもある渡辺亨氏と相続法務成城事務所長門脇紀彦氏のお二人による公開税務研修会が行われ、関心の多さもあり伊藤桜上水支部長等の出席も含め多数の参加者でした。

渡辺氏の話では、相続税制の改正に伴い大幅な基礎控除の引き下げとなり多くの方が相続課税対象者になる可能性があることを認識しなくてはならない。タワーマンション、海外の資産の価格の認識相違、貴金属、手持ち現金(タンス預金)は税務署との見解の相違が生じている等の話には、私は縁のない内容とも思いながらも、聞き入りました。

それから、申告書を提出してから半年～3年位の期間に税務調査の件数は12,000件余、その税務調査を受けた8割

の方が加算税を納める事実の話は怖ささえ覚えました。

また、門脇氏の話では、健康な時に生前対策と考え(実施)る必要が重要で有ることをはじめ、誰にでも可能性がある認知症、寝たきりになった時や近親の相続人が見当たらない場合の民事信託の良い点、注意すべき点の話は興味が持てました。さらには、自身の家系図作成の薦めを受けました。

有名人のNHKの番組でもありますが、誰でも先祖様から受け継がれて現存しています。自身の存在の確認及びこれから未来の一族にとっても良いかもしれません。

出席者の方々の中から「親の代も済み、自分たちが家族の中で一番目の当事者になるかも……考えないと……」に会場の笑いが起きたのが皆様の納得した事でもありました。

(給田・北烏山支部 幹事 上村 ともえ)

桜上水支部 公開税務研修会・講演会



開催あいさつ
伊藤桜上水支部長



北沢税務署
高田英樹氏



講演会講師
西原 弘氏

桜上水支部では平成 28 年 9 月 7 日(水) 18 時より、(株)ユーテック新館会議室にて、「相続税について考える」をテーマとした北沢税務署の高田英樹氏による税務研修会と、経堂支部の西原弘氏による講演会が行われました。

また、研修会に先立ち行われた伊藤支部長による常任理事会の報告の中で、審議事項の『来年度役員改選に向けて』の説明があり、『理事候補(支部長、副支部長、各委員会の委員長、副委員長、各部長、副部長など)は、各支部の推薦によるとのことで、11 月の支部会で 1 回目の協議をすることとなるが、普段の支部活動に協力して頂いている方を推薦するつもりで、支部会に参加していない会員の推薦はあ

り得ない。』という報告がありました。

その後、経堂支部の(有)サステナブル・デザイン研究所の西原弘氏による『島国日本の未来を、東京の「島」から考える～沖ノ鳥島、お台場、夢の島～』と題して行われた講演では、日本の最南端の島である沖ノ鳥島から身近にあるお台場などの現状と問題点などについて、日頃の西原氏の研究内容を発表して頂きました。

また懇談会の前には、下北沢支部長の飛田千賀子氏による会員勸奨についての話など盛りだくさんの内容で、講演会では 28 名の参加者がありました。

(明大前支部 塩原 孝夫)

明大前支部 支部会員会議・公開税務研修会



開催挨拶
小野支部長



税務研修会講師
山田稔幸氏



新入会員紹介
(株)ティーエムエス
廣瀬年哉社長

明大前支部では平成 28 年 9 月 27 日(火)、明大前駅前の中華料理米新楼にて支部会員会議と公開税務研修会を行いました。

支部会は小野支部長の挨拶のあと、光和木材(有)の武市通孝氏の司会にて行われ、会員会議では善養寺副会長による本年度後半の本部事業の予定及び支部の事業予定などについての報告が行われました。

その後、会食形式の和やかな雰囲気の中、税理士 山田稔幸氏による税務研修会が行われました。

今回の税務研修会のテーマは「行政等による補助金・助成金について」で、その内容は、「補助金・助成金の種類と区分」「補助金・助成金の特徴」「補助金・助成金の調べ方

(J-Net、ミラサボ、各役所のHP)」「各種専門家に相談」「東京より地方のほうが補助金・助成金は充実している」「中小企業等経営強化法について」などで、詳細を記した親切な資料とともに説明があり、行政側が公開している様々な助成金や補助金を受けるにはどうすれば良いかを理解することが出来ました。

その後新入会員紹介などの報告があり、今回の会員会議に出席されていた松原 2 丁目の警備保障会社である(株)ティーエムエスの廣瀬年哉社長が新入会員として参加者に紹介され、懇談会も終了しました。

(明大前支部 副支部長 塩原 孝夫)

第11回 クリーンウォーク《速報》



当会の社会貢献事業の1つである「クリーンウォーク」が11回目を数え、10月22日（土）に催されました。

この事業は、「せたがや産業フェスタ2016」（会場：世田谷区役所）を目指し、「環境問題を考えつつ、道路に落ちているゴミや吸い殻などを拾い、共に歩きましょう！」という催しで、当会各支部の下北沢、梅ヶ丘、経堂、千歳船橋、明大前、下高井戸、千歳烏山の7ヶ所の駅



前などの出発地より、会員以外のみなさんとともに、参加者が一体となってゴミを拾いながら到着地を目指しました。

この事業は当会の社会貢献事業の一環として本年度で11年目となりましたが、諸般の事情により来年度以降は開催されない予定のため、本年が最後の開催となりました。

（明大前支部 塩原 孝夫）



第3回 教えて！税金八先生！

皆さん、こんにちは。今年もあと少しとなってきましたね。皆さんはこの1年、有意義に過ごせましたでしょうか。今年最後の授業となります。来年も1つでも多く税金についてご理解して頂きたいと思います。皆さん、ちょっと早いですが良いお年を！

Let's try!

第1問 国の歳出のうち、オリンピックや国民体育大会など、スポーツ振興のために年間どのくらいの予算が使われているのでしょうか？

- ① 約3億円 ② 約30億円 ③ 約300億円

第2問 現在、国債発行残高は800兆円を超えていますが、800兆円を1万円札で富士山（3,776m）の高さに積み上げると、何個くらいの富士山ができるのでしょうか？

- ① 約1,000個 ② 約1,500個 ③ 約2,000個



葬儀全般・家族葬・直葬・慶弔・生花・花輪
～霊安室も完備しています～

株式会社 北進  おくりびと

代表取締役 北澤 史朗

本 社：〒166-0013 杉並区堀ノ内1-17-2
世田谷営業所：〒156-0044 世田谷区赤堤5-4-4
TEL.03(3313)9444 <http://hokushin.e-whs.net/>

年 賀 状 印 刷
喪 中 は が き 印 刷
宛 名 印 刷

ご注文はお早めに！

カラー印刷もっと身近に！(株)ユニワールド

UNI-W.COM
5376-7233

リレー後記

◇健康保険財政危機の原因の一部◇

今年の4月より肺がんの免疫治療薬として、小野製薬が開発したオプジーボ。この薬剤費、体重60kgの点滴治療1回に、なんと133万円、2～3週間おきに点滴するので1カ月：平均330万円／年間：約3500万円もかかる薬。肺がんの新規患者さんは年間：約11万人、オプジーボの対象患者さんは（放射線や手術による治療が困難で、抗がん剤による化学療法との投与経験があり、術後に再発した非小細胞肺癌患者に限られておりますが）約5万人いるそうです。

この5万人にオプジーボ点滴注射をすると、薬剤費は年間：約1兆750億円。これだけの費用がかかるのに、果たしてどれだけ効果があり、どれだけ元の生活に戻れる患者さんがいるのだろうか？ 延命効果を得た患者さんは？ 聞くところによると100歳の患者さんに、このオプジーボを使用した例もあったそうです。

これだけ費用が掛かるのに、健康保険が適用になっているので自己一部負担分は、平均的な所得の方で1カ月：約8万7000円（所得により一部負担金は変わります）残りは、国費と保険料で高額医療費として賄われます。団塊世代が75歳以上になる平成32～35年になると医療費は、50兆円を超えると予想されています。

平成14年度の1カ月に1000万円以上になった病院側の医療費申請は、300件を超えています。一番かかる医療費は、延命治療と聞きます。高額な薬剤の使用には、ある程度の制限が必要になると思います。生きる事に責任のある患者さん、治療に至り社会復帰の見込みがある場合は、高価薬の使用も良いかと思いますが、延命には用いてもらいたくない気がいたします。

命の尊厳を守る為には、莫大な費用が掛かるという事実、その認識が必要になると感じざるを得ません。

最後に、肺がんの原因のほとんどは「喫煙」と「受動喫煙」が占めます。自分の為にも周りの人の為にも、医療費削減の為にも、喫煙者の方々、禁煙しましょうよ。禁煙の方法はたくさんありますよ。

（千歳台・船橋支部 大塚 好昭）

◇ベビーカー◇

先日、娘と孫と出掛けました。日頃は時間通りに出掛けられますが、まだ、ベビーカーの必要な子供と一緒に移動が大変です。

駅によっては、エレベーターが同じ位置にあるのではなく、前方だったり、後方だったりとホームに行くまでも時間がかり、一苦労！エレベーターがきても、満員で見送ったり。私の子育てのころは、エレベーターがなかった駅もあり、ベビーカーをたたんで、おんぶして電車に乗っていたので、それから比べると楽になったかなと思います。

最近ではベビーカーに乗せたままが多くなりましたね。パパがベビーカー押ししたり、イクメンという言葉も出てきて何年か経ちますね。働くママも増え、子供と一緒に電車を出掛けるママも増えたので、女性専用車輻があるなら、キッズ優先車輻ができたらいいなあと思ってしまいました!!子供たちは、大人になったら税金を払ってくれるんですからね。

ちょっとは大目に見ていただけたらなーと思っています!孫にはつい、甘くなってしまいますね…

（梅丘支部 平塚 早苗）

◇プラス思考人 VS マイナス思考人◇

私はプラス思考の人だと言われる。自分では意識している訳ではないのだが、特にうちのカミ様（…なぜカミ様？実は三度目のカミさんなので、先輩から『お前みたいなバツ2の奴に、三度目の結婚してくれた人なんだから、カミ様と呼べ』と言われて以来、カミ様なのですが）は友達からかなりプラス思考人と言われるそうだが、私と一緒に生活していて私はその上に行くプラス思考人らしい。

カミ様が仕事等で困っていることの話があるのだが、簡単に解決策を言ってしまう。『分かっているけど、聞いてほしいだけなの!』と…女性は解決策を聞きたいのではなく、聞いてほしいだけなんだと言われた。

三度目の結婚でそのことが分かった。鈍感なのか？考えてみれば女心がちっとも理解できていないと思った結果がバツ2なのかと気付かされる。ここで落ち込まないのがプラス思考人MATAちゃんです。理解できればそのことを実践すればいい。＜マイナス転じて福となす＞つまり、マイナス思考をプラスに転じて変えれば笑顔が戻ると思う。+（笑顔）-（悲観）=ちょっとでもプラスであれば笑顔が残る。その笑顔を絶やさない生き方に変えればよし。良く言う「マイナス・スパイラル」に陥るのは自己責任なのだろうと思ってしまう。

考え方一つで毎日が楽しくなる。なぜならば、他人の心は読めないのだから、自分の心に言い聞かせ、常にプラス思考に向く訓練を日頃から心積むことが大切かと…松岡修造カレンジャーより【性格は変えられない。でも、心は変えられる。】いいこと言うよな～修造～

（梅丘支部 竹股 克之）

税金クイズの答え

第1問 答え ③ 約300億円

スポーツ庁も誕生し、スポーツ振興に対する国民の期待も高まっています。文部科学省のスポーツ予算は300億円くらいで文部科学省予算全体の0.5%程度です。文部科学省関連ではやはり義務教育費国庫負担金が一番大きいです。

第2問 答え ③ 約2,000個

100万円の札束は厚さ1cm。

1億円だと1m。1兆円だと10km。

800兆円だと8,000km。

8,000kmを富士山の高さ（3,776m）で割ると

2,118位になりますので、選択肢として③が近いことになります。



ほうじん北沢 330号

平成28年11月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-43-1

公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122



当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

各種ローンをご用意しております。
お気軽にご相談ください。

カードローン



ショッピングや旅行、
冠婚葬祭等に安心の一枚。
快適な暮らしと急な出費を
サポートします。

- ご融資金額／ 500 万円以内（パート、アルバイト、主婦、年金受給者の方は 50 万円以内）
- お使用みち／健康で文化的な生活を営むために必要な資金（ただし、事業性資金は除きます。）

個人ローン

お使用みち自由

目的に応じた各種ローンも
ご用意しております

- 実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。
- 毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口にて試算いたしますので、お気軽にお問合せください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- （一社）しんぎん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
- 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。
- 一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。

詳しくは昭和信用金庫各店窓口係
または右記フリーダイヤルまで
お問い合わせください

☎ 0120-87-2315

（平日9:00~17:00）



昭和信用金庫

& TOKYO

公益社団法人
北沢法人会の
葬儀支援サービス

家族葬、一般葬、
 社葬や宗教・宗派問わず、
 各地域のしきたりに
 合わせたご葬儀の
 ご相談承ります



新たな会費のご負担や制度加入手続きは
一切必要ございません。

記載のサービス内容は、平成28年9月現在のものです。状況により変更となる場合がございます。

首都圏平均**50万円**相当の葬儀に必要な**基本セット**が

75歳未満の役員

無料

75歳以上の役員および
 役員のご家族※の方

24万円(税別)

※ 家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。

でご利用いただけます。

■ ご提供される基本セットの内容(例)

- | | | | |
|---|---|--|--|
| 祭壇
 | お棺
 | 寝台車
 | ご遺影(白黒)／お位牌(白木)
会葬礼状(100枚)／枕飾り
ご遺体保存用品
(ドライアイス1回分) など |
| | 内装用品・納棺用品 | 車庫から10kmまで | |

※式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりません。
 ※葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なるケースがございます。

※くらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

●詳しくは、下記コールセンターまでお問合せください。

制度内容や斎場検索ができる
 ホームページがあります。
 葬儀の知識等も掲載。
 スマホからもOK。



葬儀に関する疑問や、事前相談・お問い合わせ、万ーの場合は

全国儀式サービスコールセンター

24時間／365日対応



0120-421-493

※ご利用の際は、事前に上記の電話番号へご連絡ください。葬儀社とのお打合せ後のご連絡では、ご利用になれません。